

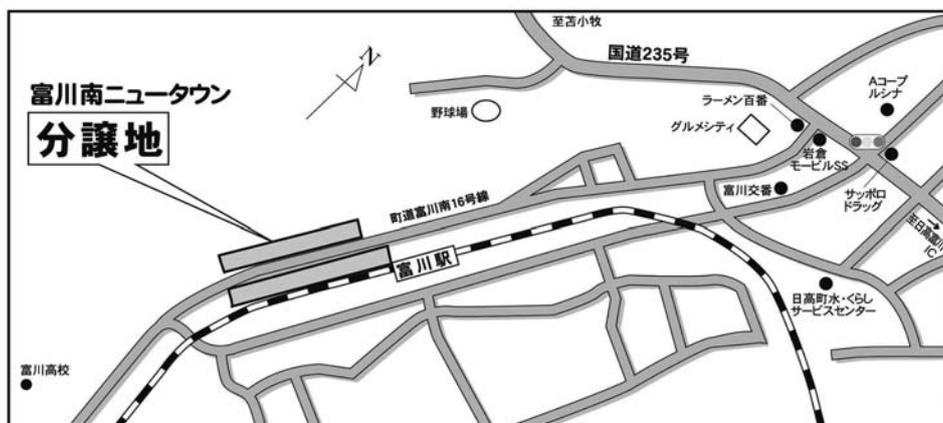
「富川南ニュータウン」分譲地好評募集中です!!

町では、日高町内への移住・定住化を促進することを目的として、「富川南ニュータウン分譲地」を随時、先着順にて募集しています。申込書等必要書類を直接持参してください。郵便・電話・ファックスでの申し込みはできませんが、町外の方に限り郵便での申し込みも受け付けます。

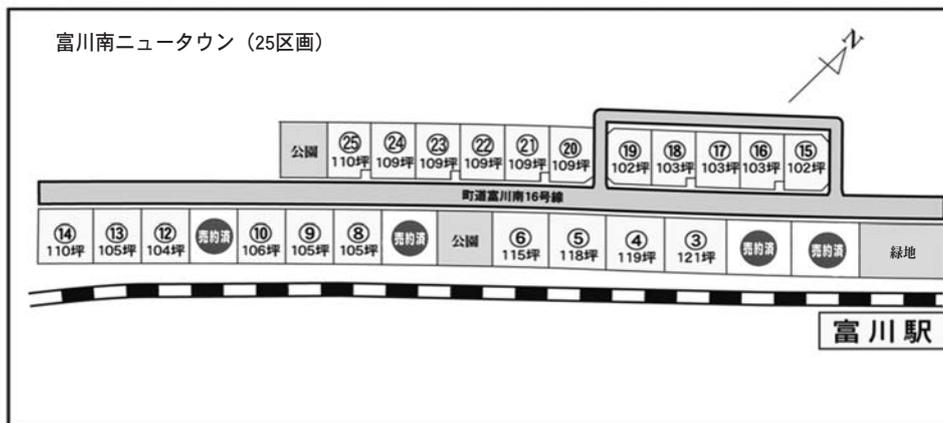
この分譲地には、定住促進のための住宅建築に対する助成制度（最大200万円）をご用意しております。

- 区画面積：337.00㎡（102坪）～429.30㎡（130坪）
- 分譲価格：254.7万円（1区画）～324.5万円（1区画）

○位置図



○区画図



○申し込み先（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

（1）日高町役場 企画財政課 まちづくり・広報統計グループ

〒059-2192 北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1

※ 町外の方は上記(1)の担当課・住所へ申し込んでください。また、郵送する前に申込書をファックスで送付願います。

（2）日高町役場 日高総合支所 地域経済課 観光グループ

※ 申込み書については、日高町ホームページ《富川南ニュータウン分譲中!》からダウンロードしていただくか、企画財政課（電話 01456-2-6181）へご連絡いただければ郵送いたします。

○問い合わせ先

申込み資格、方法等の詳細についても、日高町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

平成26年度 物品購入等競争入札参加資格審査申請 について

この申請手続きは、平成26年度に日高町が実施する物品の売買、物品の賃貸借、製造の請負及び役務の提供に係る競争入札に参加を希望する方及び平成25・26年度物品購入等競争参加資格申請の指定業者名簿に登録した業者で指定品目を変更・追加される方について、資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、資格者になりますと平成26年度の競争入札参加資格者名簿に登録されますが、資格があるからといって自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

なお、平成25・26年度物品購入等競争入札参加資格審査の指定業者に登録されている方で、指定品目を変更、追加がない場合は申請の必要はありません。

1. 審査基準日

資格審査の基準日は、平成26年1月1日です。

2. 種別

品目毎に指定品目分類表に区分していますので、申請者は営業内容等を十分検討し希望する業種を定めてください。※希望する業種については、中分類において10品目以内とします。

3. 資格要件

競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項(不正行為等)の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- (3) 平成26年1月1日現在において、引き続きその事業を営んでいること。
- (4) 町税に未納がないこと。
- (5) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものについては、当該許可、認定、登録等を有していること。
- (6) 営業に関し、法令の規定に基づく有資格者を必要とするものについては、当該有資格者が従業員の中にいること。
- (7) 営業に関し、機械器具施設を必要とするものについては、当該機械機具設備を有すること。

4. 申請受付期間

資格審査申請書の受付は、次の期間内に行います。

平成26年1月15日（水）から平成26年1月31日（金）まで

受付時間 午前9時～12時、午後1時～5時です。（土曜日・日曜日・祝祭日は除く）

5. 申請受付窓口

資格審査申請書は、日高町役場

管財建築課 財産管理グループ（電話 01456-2-6187）及び

日高総合支所 地域経済課 建設・管財グループ（電話 01457-6-2084）

※郵送の場合は、平成26年1月31日（金）必着

<郵送の提出先> 〒059-2192 北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1
日高町役場 管財建築課 財産管理グループ

6. 有効期間

資格審査の結果、資格者になりますと競争入札参加資格の有効期間は平成26年度の1年間です。

7. 提出書類等

競争入札参加資格申請に必要な提出書類は、次のとおりです。

【新規資格者】 ・物品購入等競争入札参加資格審査申請書(共通様式)

【平成25・26年度物品購入等競争参加資格申請の指定業者名簿に登録した方で指定品目を変更・追加する方】
・物品購入等競争入札参加資格審査申請書(指定品目変更・追加申請書)

※様式については、管財建築課、日高総合支所 地域経済課で配布、又は日高町のホームページでダウンロードできます。

8. 審査結果の通知

申請者に対する資格の有無は、「物品購入等競争入札参加資格審査に基づく指定業者名簿登録通知書」により通知します。

9. 資格の消滅

入札参加資格者が、次のいずれかに該当したときは、当該資格は消滅するものとします。

- (1) 申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったことが判明したとき。
- (2) 資格者が、共通資格要件（税金に係る資格要件を除く。）を満たさなくなったとき。

10. その他

不明な点については、

管財建築課 財産管理グループ 電話 01456-2-6187 又は

日高総合支所 地域経済課 建設・管財グループ 電話 01457-6-2084に問い合わせてください。